

IV. 資料編



1. 基本構想

(1) 市が目指す将来の姿

① 市が目指す将来の姿

「市が目指す将来の姿」は、目標年次までに市が実現を目指す将来のまちの姿を示すものです。

まちづくりを進めていくには、本市を取り巻く社会経済情勢をはじめ、市が抱える課題や市民の意向を捉え、変化を続ける社会や多様化する市民ニーズに対応する必要があります。

また、本市が有する特性を活かし、市内で学び、働き、活動し、そして日々暮らしている人々と、方向性を共有しながら歩みを進めていく必要があります。

そのため、目標年次までに実現を目指す姿を、「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」とします。

市が目指す将来の姿

**みんなでつくる
人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦**

本市の特色である子育て・教育の充実、全国有数の工業や大地が育む農業をはじめとする各産業の活性化、利便性の高い交通アクセスや多様な地域資源など、本市の魅力を発揮することにより、「住みたいまち」「働きたいまち」「訪れたいまち」として人が集うまちを目指します。

また、本市の豊かな大地や里山など、受け継いだ自然環境と、都市機能や住みやすい生活環境とが調和した、緑が広がる美しいまちを目指します。

さらに、災害等に強く、市民一人ひとりが住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまちを目指します。

これらを実現するため、市民一人ひとりの個性や知恵、地域コミュニティをはじめとした人のつながりを活かしながら、地域社会を構成する様々な主体が互いに協力する、みんなでつくるまちを目指します。

② 目標年次

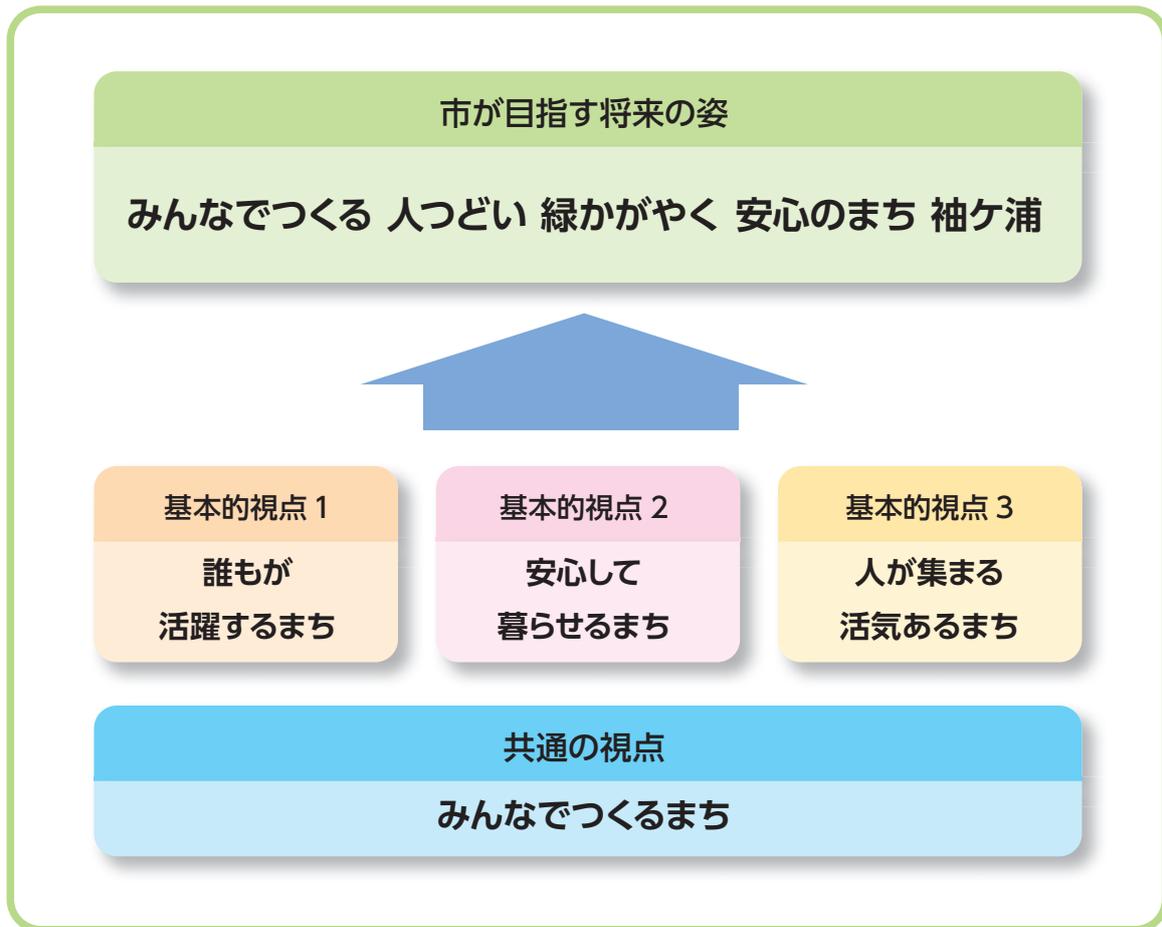
この基本構想における、市が目指す将来の姿の目標年次は、令和 13 年度とします。

③「市が目指す将来の姿」を実現するための視点

市が目指す将来の姿を実現するため、これからのまちづくりにおいて重視する3つの基本的視点として、市民が力を発揮できる「誰もが活躍するまち」、市民が安全で、健康でいきいきと生活できる「安心して暮らせるまち」、まちが活性化して人々が行き交い賑わう「人が集まる活気あるまち」を定めます。

これら3つの視点を支え、様々な主体によるまちづくりを推進する「みんなでつくるまち」を共通の視点として定め、これら4つの視点を踏まえたまちづくりを進めます。

「市が目指す将来の姿」と「実現するための視点」



基本的視点1 「誰もが活躍するまち」

少子高齢化による人口減少社会において、まちづくりの活力を維持・発展させるには、市民の誰もが生きがいを持って、それぞれの持つ力を発揮するとともに、様々な形で社会参加していくことが重要となります。

そのため、未来を担うこどもたちの健やかな成長と人間形成の基礎を育む学校教育や、市民の誰もが生涯を通じて学習ができる機会などを充実し、多様な担い手の育成を図るとともに、一人ひとりの個性や能力を活かしながら地域などで活躍できる環境づくりに取り組みます。

これにより、将来の発展に向けて、今後の担い手となる人々を育むとともに、市民が知識・能力・経験等を十分に活かすことができる、誰もが活躍するまちづくりを進めます。

基本的視点2 「安心して暮らせるまち」

個人の価値観やライフスタイルが変化し、市民ニーズは多様化しており、また、災害の発生や少子高齢化などの自然的・社会的な懸念がある中で、市民が安心して暮らすことができる環境の整備が重要になっています。

このため、災害や犯罪等から市民生活を守るほか、豊かな自然の継承や良好な生活環境の整備、あらゆる年代が健やかに生活できる健康づくりや福祉サービスの向上などに取り組みます。

これにより、すべての市民が健康でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めます。

基本的視点3 「人が集まる活気あるまち」

本市は、持続的な発展の基礎となる産業基盤や地域資源のほか、都心部への交通利便性が高い地理的特性を有していますが、今後も持続的に発展するためには、これまで以上に人々が行き交い、賑わいのあるまちとして魅力を高めていくことが重要となります。

このため、本市が有する強みや地域の特性を活かした、産業の活性化や観光振興などに取り組みます。

これにより、市民生活や各産業における多様な波及効果を創出し、人が集まる活気あるまちづくりを進めます。

共通の視点 「みんなで作るまち」

個人の価値観や社会構造が多様化・複雑化し、個人や地域による自発的な課題解決や、行政による市民ニーズへの対応が難しくなっており、これからのまちづくりには、様々な主体が連携して取り組んでいくことが重要となっています。

このため、地域における人のつながりを深め、市民相互の交流による活力あふれるコミュニティを形成するとともに、市民・地域・事業者・行政など地域社会を構成する様々な主体が連携・協力しながら、みんなで力を合わせたまちづくりを進めます。

(2) 将来の目標人口

本市の人口は、「袖ヶ浦市人口ビジョン」の考え方を基に、最新の人口動向や市を取り巻く状況等を踏まえた推計によると、令和7年頃にピークを向かえた後に、緩やかな減少局面となる見通しです。

しかしながら、まちづくりを進めていく上で人口は重要な要素であり、まちの活性化のためには一定の人口を維持していくことが必要です。

このため、令和13年度末の目標人口は、総合計画に基づく効果的な施策の展開を図ることにより、65,000人以上を維持することとします。

(3) 土地利用の方針

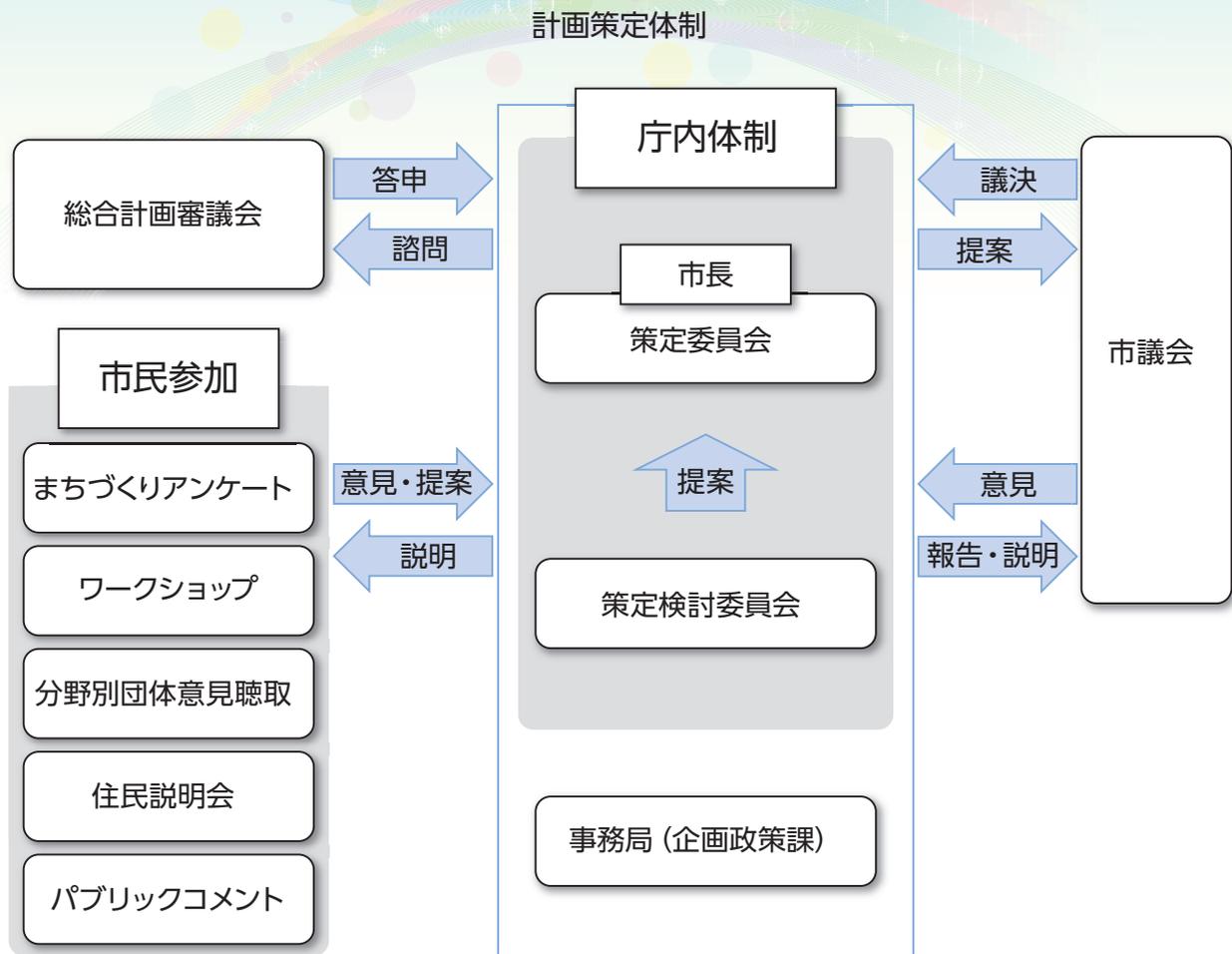
市が目指す将来の姿の実現に向け、市の産業や文化、自然、生活環境などあらゆる面でそのポテンシャルを最大限に発揮できるよう、計画的かつ効率的な土地利用を図ります。

袖ヶ浦駅、長浦駅、横田駅を中心とする3つの地域を、都市機能の集積を図る都市拠点として位置づけ、商業施設や業務施設、住宅などの集積をさらに促進します。

また、内陸部の住宅地や集落地では、既存コミュニティの維持・活性化を図りつつ、本市の魅力である自然環境や農地を保全、活用したまちづくりを目指します。さらに、広域的な交通利便性を活かし、高速道路インターチェンジ周辺などにおける地域振興に寄与する土地利用については、計画的な規制誘導を図ります。

こうした計画的な土地利用により、魅力を感じられる住宅地と、身近な生活ニーズに対応できる商業地、市の発展を支える工業地などがバランスよく配置された都市を目指します。

2. 策定体制



総合計画審議会	計画の策定に関して意見を付すとともに、諮問された総合計画の案について、答申を行います。
策定委員会	計画の策定に関しての総合調整を行い、計画の案を決定します。
策定検討委員会	計画の案について調整を行い、計画の案を作成します。

3. 策定経過

令和6年度

7月4日	袖ヶ浦市工場連絡会 市政座談会	・総合計画の概要及び市の現状説明 ・後期基本計画策定に向けたワークショップ 【テーマ】袖ヶ浦市の工業における強み・弱み（不安）
8月	まちづくりアンケート調査	配布数：2,000人、回収数：655票（回収率32.75%）
9月3日～ 9月4日	市外WEBアンケート調査	対象：一都三県におけるWEBアンケート会社の登録モニター、回収数：1,000サンプル
9月12日	政策調整会議	・後期基本計画の策定体制等について
9月25日	政策会議	同上
10月14日	市民ワークショップ	【グループ】①15歳から24歳までの方、②子育て中の方、③近年の転入者、④65歳以上の方 【テーマ1】袖ヶ浦市の良いところ（魅力・強み）、悪いところ（問題点・課題） 【テーマ2】行政に望むこと、私たち（市民）ができること
10月16日 10月21日	分野別ワークショップ	【分野】①子育て・教育・文化分野、②保健・医療・福祉分野、③防災・防犯・環境分野、④産業分野 【テーマ1】各団体の活動分野において感じる、袖ヶ浦市の良いところ・悪いところ、活動にあたっての問題点・課題 【テーマ2】行政に望むこと、私たち（団体）ができること
10月17日～ 11月11日	各種団体別アンケート調査	配布数：68団体、回収数：45団体（回収率：66.17%）
11月12日	第1回策定検討委員会	・後期基本計画基礎調査の中間報告について ・後期基本計画における施策体系について ・人口推計について
11月20日	第1回策定委員会	同上
11月28日	第2回総合計画審議会	同上
12月24日	第2回策定検討委員会	・後期基本計画基礎調査結果について ・後期基本計画策定方針（案）について
1月16日	第2回策定委員会	同上
1月28日	第3回総合計画審議会	同上

令和7年度

4～5月	庁内ヒアリング	計画策定に係る庁内ヒアリングを実施
4月8日	第3回策定検討委員会	・後期基本計画・第3期実施計画策定に関する取組状況について ・後期基本計画における施策大綱（案）及び施策（案）の状況について ・第3期実施計画策定方針（案）について
4月16日	第3回策定委員会	同上
5月13日	第4回策定検討委員会	・後期基本計画の構成（案）について ・後期基本計画における施策体系及び施策（案）の整理状況について ・後期基本計画分野別施策の概要について

5月21日	第4回策定委員会	同上
5月28日	第5回策定検討委員会	・後期基本計画における重点的取組の整理について ・第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定状況について
6月2日	第1回総合計画審議会	・後期基本計画における施策体系及び施策（案）の整理状況について ・後期基本計画分野別施策の概要について ・第3期実施計画策定方針について
6月5日	第5回策定委員会	・後期基本計画における重点的取組の整理について ・第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定状況について
6月26日	第6回策定検討委員会	・後期基本計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について
7月2日	第6回策定委員会	同上
7月10日	第7回策定検討委員会	・後期基本計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
7月17日	第7回策定委員会	同上
8月1日	第2回総合計画審議会	同上
8月20日～ 9月19日	パブリックコメント	・後期基本計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）
8月30日 8月31日 9月6日	住民説明会 ・平岡交流センター ・市役所南庁舎（そでふれば） ・長浦交流センター ・根形交流センター ・平川交流センター	主な説明内容 ・総合計画とは ・前期基本計画における主な取組 ・本市の状況 ・後期基本計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略（案） 質疑応答（意見交換）
10月7日	第8回策定検討委員会	・後期基本計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）に係るパブリックコメントの実施結果について
10月15日	第8回策定委員会	同上
10月24日	第3回総合計画審議会	・後期基本計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）に係るパブリックコメントの実施結果について ・後期基本計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略について（諮問） ・第3期実施計画の策定状況について
10月30日	—	・総合計画審議会「後期基本計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略について（答申）」
11月28日	令和7年第4回議会定例会	・後期基本計画の策定について【上程】
12月19日	令和7年第4回議会定例会	・後期基本計画の策定について【可決】

4. 袖ヶ浦市総合計画条例

平成30年3月12日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来のまちづくりの方向性を示す市の最上位の計画であって、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりに係る構想であって、市が目指す将来の姿を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な計画であって、まちづくりに係る施策の方向性を体系的に明らかにするものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に定める施策を実現するための計画であって、個別の事業における年次ごとの取組内容を明らかにするものをいう。

(基本構想及び基本計画の策定等)

第3条 市長は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、基本構想及び基本計画を策定しなければならない。

2 市長は、基本構想及び基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、多様な手法を用いて市民の意見を聴かなければならない。

3 市長は、市政をめぐる社会情勢等の変化に伴い必要が生じたときは、基本構想又は基本計画を変更することができる。

(実施計画の策定等)

第4条 市長は、基本計画に基づき、市民の意見を聴いた上で、実施計画を策定しなければならない。

2 市長は、必要に応じて実施計画を変更することができる。

(袖ヶ浦市総合計画審議会への諮問)

第5条 市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第10条の袖ヶ浦市総合計画審議会（同条を除き、以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、前条の規定による諮問に対する答申を受けた後、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第7条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

(基本計画及び実施計画の措置)

第8条 市長は、基本計画及び実施計画について、計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、基本計画及び実施計画の実施状況について、公表しなければならない。

(総合計画との整合)

第9条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、総合計画との整合を図るものとする。

(袖ヶ浦市総合計画審議会の設置)

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、袖ヶ浦市総合計画審議会を置く。

（審議会の所掌事務）

第11条 審議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2) 基本計画及び実施計画の実施状況について調査審議すること。
- (3) その他総合計画に関する事項について必要な調査審議をすること。

（審議会の組織等）

第12条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 各種団体等の役職員
- (3) 公募による市民

2 委員は非常勤とし、任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（審議会の会長及び副会長）

第13条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第14条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の庶務）

第15条 審議会の庶務は、企画政策部計画推進課において処理する。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（袖ヶ浦市総合開発審議会設置条例の廃止）

2 袖ヶ浦市総合開発審議会設置条例（昭和46年条例第10号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に策定されている袖ヶ浦市総合計画は、この条例の規定による総合計画が策定されるまでの間、引き続き、その効力を有し、その実施に関し必要な調査及び審議は、審議会において所掌する。

（袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和2年9月23日条例第26号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月23日条例第31号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

5. 総合計画審議会

諮問・答申

袖企第1423号
令和7年10月24日

袖ヶ浦市総合計画審議会
会長 石戸 光 様

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

袖ヶ浦市総合計画後期基本計画及び第3期まち・ひと・しごと創生
総合戦略の策定について（諮問）

袖ヶ浦市総合計画後期基本計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦
略を策定するに当たり、袖ヶ浦市総合計画条例（平成30年条例第1号）第
5条の規定により、諮問します。

袖 総 審 第 1 号
令和7年10月30日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

袖ヶ浦市総合計画審議会
会長 石戸 光

袖ヶ浦市総合計画後期基本計画及び第3期まち・ひと・しごと創生
総合戦略の策定について（答申）

令和7年10月24日付け袖企第1423号で諮問のありましたこのことについて、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

本審議会に諮問された、袖ヶ浦市総合計画後期基本計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたっては、策定のための基礎調査に加え、前期基本計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組の評価を踏まえ、社会経済情勢の変化を捉えた検討がなされたものと評価します。

後期基本計画の施策体系は、社会的課題を踏まえ前期基本計画の構成を見直して細分化されており、各施策の位置付けや重要性が明確化され、より分かりやすくなっています。また、後期基本計画と第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に策定したことは、将来見込まれる人口減少や地域経済・地域社会への課題に取り組むにあたり、総合的かつ効率的な施策の展開に寄与するものと考えます。

これらの計画は、基本構想に掲げる市が目指す将来の姿「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」の実現に向け、今後6年間における本市の施策の方向性を示し、市民の幸福と持続可能な発展を支える基盤となるものであり、その内容は適切であると認めます。

なお、本審議会の意見として、次の点を踏まえ、これらの計画の推進に当たり十分配慮し、積極的に取り組むことを要望します。

- 1 近年の頻発化・激甚化する自然災害への対策は、市民の安全・安心な暮らしを守り、持続可能な発展を可能にするために不可欠な要素であることから、防災訓練の充実、ハザードマップの更新、防災資機材の充実や、迅速な情報伝達体制の構築を図るとともに、多様な主体（地域住民、企業、関係機関等）との連携の強化に取り組まれない。

- 2 東京湾アクアラインの着岸地域である本市の地理的優位性を最大限に活かしたまちづくりを推進し、高速バスの更なる利便性向上や、公共交通機関との連携強化を図ることで、市民と来訪者の移動の利便性の向上、更には市域全体の活性化に繋がるよう取り組まれない。
- 3 新規就農者の参入促進と持続的な農業経営を支援するため、就農相談、研修、初期投資への補助等の総合的な支援の強化や、スマート農業技術の導入、販路拡大の支援の強化など、営農規模や経営状況に応じたきめ細やかな支援を図るとともに、農業と連携した観光プログラムの開発や、食育の推進など、多角的な視点から農業の活性化に取り組まれない。
- 4 本市の持続的な発展には、地域コミュニティの活性化が不可欠であることから、ソーシャルキャピタルの醸成に向けた交流機会の創出（イベント開催、交流スペースの設置など）や地域団体への支援を強化し、地域の一体感の醸成を図るとともに、地域住民が主体的にまちづくりに関わる仕組みづくりに取り組まれない。
- 5 魅力的な情報発信は、観光客誘致、定住促進、地域ブランド確立、交流・関係人口の増加等を通じ、地域経済の活性化に貢献することから、本市の魅力を再確認し、SNSやウェブサイトを活用した情報発信の強化に取り組むとともに、観光資源の発掘と磨き上げ、シティプロモーション戦略の見直しなどを積極的に推進し、認知度向上に取り組まれない。
- 6 本市の人口は、これまでの土地区画整理等に伴う増加基調から、将来的に減少に転じると見込まれていることから、公共サービスの最適化と効率化を図りながら、子育て支援の強化（保育サービスの拡充、学童保育の充実など）、高齢者福祉の充実（地域包括ケアシステムの強化、介護サービスの充実など）、都市インフラの再構築（道路整備、公園整備など）等を推進し、市民満足度の向上と地域経済の活性化を目指すとともに、引き続き、健全な財政を維持し、将来世代への負担を軽減するよう努められない。
- 7 各施策の効果を最大限に発揮するため、後期基本計画の重点的取組に掲げられた組織、分野、世代及び想像を超える取組が積極的に展開され、市が目指す将来の姿の実現に向けて、まちづくりが進展することを期待する。

令和7年度 袖ヶ浦市総合計画審議会 答申時 委員名簿

会 長 石戸 光
副会長 田島 則行

役 職	氏 名
知識経験を有する者 (1号委員)	石戸 光
	田島 則行
	江野澤 吉克
	陣野 正美
	金井 要
	太田 信之
	中村 伸子
	石井 旭
	松井 洋美
	越路 武史
各種団体等の役職員 (2号委員)	長谷川 和幸
	長沼 眞
	若林 和秀
	葛田 加奈恵
	川島 浩
	高橋 明
	岩本 巧
	阿子島 祐子
公募による市民 (3号委員)	伊豆 和代
	早川 智

答申時現在：令和7年10月30日 敬称略

6. 用語の解説

あ

IoT	「Internet of Things (モノのインターネット)」の略称で、物理的な機器やセンサーをインターネットに接続してデータを収集・共有・制御する技術のことを指します。
ICT	「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略称で、データの処理や通信に関する技術全般を指します。インターネット、ソフトウェア、ハードウェア、ネットワークなどが含まれ、現代社会においては不可欠な要素となっています。
eスポーツ	「Electronic Sports (エレクトロニック・スポーツ)」の略称で、コンピューターゲームやビデオゲームを使った対戦をスポーツとして捉える際の名称です。
イノベーション	革新的な技術やアイデアによって新たな価値を生み出し、社会に大きな変化をもたらす取組を指します。
インクルーシブ教育	国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしに関わらず、すべての子どもが共に学び合う教育を指します。
AI	「Artificial Intelligence (人工知能)」の略称で、コンピューターが人間のように認識、判断、推論を行う技術を指します。
SNS	「Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の略称で、オンラインで人々がつながるためのプラットフォームを指します。
NPO	「Not-for-Profit Organization (非営利団体)」の略称で、様々な社会貢献活動を行う非営利団体の総称です。
LGBTQ +	「レズビアン (Lesbian)」、「ゲイ (Gay)」、「バイセクシュアル (Bisexual)」、「トランスジェンダー (Transgender)」、「クィア (Queer)」の各頭文字を取った言葉で、性の多様性を表す言葉です。最後の「+」は、LGBTQに含まれない他の多様な性のあり方を示すために付けられています。
温室効果ガス	大気中に含まれる二酸化炭素やメタンなど、太陽光の赤外線を地表に閉じ込めて大気や地表を温める効果を持つガスの総称で、地球温暖化の一因となります。

か

カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることで実質的にゼロにすることです。
緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止や、工場地帯と住居地域を分離するために設置される緑地を指します。

GIGA スクール構想	児童・生徒 1 人に 1 台の情報端末を小中学校に配備し、個別最適化された学びの形を実現するための文部科学省の制度です。
クラウドファンディング	不特定多数の人から資金を集める仕組みで、プロジェクトの実現を支援するものです。
グリーンツーリズム	農山漁村地域で自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型のレジャー活動を指します。
経常収支比率	地方自治体の財政運営の弾力性を示す指標で、低いほど余裕があることを示します。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく、自立した生活を送れる年数を表す指標です。
合計特殊出生率	1 人の女性が生涯に産むと予想される子供の数を示す指標です。
合理的配慮	障がいの有無にかかわらず平等に社会生活を送れるようにするための措置を指します。
こどもまんなか社会	子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する政策を国の中心に据えるという考え方です。
コミュニティ・スクール	学校と地域住民などが力を合わせて学校の運営に取り組む制度です。

さ

財政力指数	地方自治体の財政の豊かさを示す指標で、1 を超えると収入のほうが多く、豊かであることを示します。
市街化区域	すでに市街地を形成しているエリアや、今後おおむね 10 年以内に市街化を進めるエリアを指します。
市街化調整区域	農地などの緑を守るために、市街化を抑制するエリアを指します。
自主財源比率	自治体の収入全体のうち、市税や手数料など、自治体が自力で得られる収入が占める割合を指します。
自主防災組織	地域住民が協力・連携して、災害から自分たちの地域を自分たちで守るために立ち上げる組織です。
自助・共助・公助	災害への備えや、災害が発生した際の考え方です。自分自身の身を守ること（＝自助）、地域やコミュニティといった周囲と助けあうこと（＝共助）、市や消防、自衛隊といった公的機関による救助や援助（＝公助）からなります。
実質公債費比率	地方自治体の借金返済額が、収入に対してどの程度の割合を占めるかを示す指標です。
重層的支援	地域住民の様々な支援ニーズに対して、包括的かつ多面的に対応するための支援体制を指します。
循環型経済（サーキュラーエコノミー）	資源を効率的に循環させ、持続可能な社会と経済的な成長を目指すシステムを指します。

循環型社会	限りある資源を効率よく使い、繰り返し使うことで、環境への負荷を最小限に抑えることを目指す社会のあり方を指します。
情報セキュリティインシデント	情報セキュリティに関し、重大な事故やトラブルに発展する可能性のある出来事を指します。
情報格差	インターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できる人とできない人の間に生じる格差のことを指します。
情報リテラシー	情報を適切に収集・理解し、活用する能力を指します。
将来負担比率	地方自治体の収入に対する借金の大きさを示す指標です。
ストックマネジメント	公共施設（ダム、橋、道路など）の管理手法の一つで、これらの施設を長寿命化させるために、計画的かつ効率的に管理することを指します。
スマート農業	ロボット技術やドローンなどの先端技術を活用した農業です。
セーフティネット	生活困窮者を支援するための制度や仕組みを指します。

た

地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう支援する仕組みを指します。
テレワーク	情報通信技術（ICT）を活用した、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のことです。
DX	「Digital Transformation（デジタル・トランスフォーメーション）」の略称で、デジタル技術を活用して社会や産業を変革することを指します。
都市公園	地方公共団体や国が設置する公園や緑地を指します。

な

ネーミングライツ	公共施設やイベント、チーム名などに企業名やブランド名をつける権利（命名権）を指します。
----------	---

は

ハザードマップ	災害時の危険性を示した地図です。
8050 問題	80 代の親と 50 代の子が同居し、親の年金や資産に依存して生活している世帯が経済的・社会的に困窮する問題のことです。
ビッグデータ	従来の方法では処理しきれないほど大量・多様・高速に生成されるデータを指し、これらを分析することで新たな価値を生むことができます。
普通交付税	地方自治体ごとに税収の差があっても同じ質の公共サービスが受けられるよう、国が格差を埋めるために配分するお金です。

ふるさと納税	応援したい自治体に寄付をすることで、税控除を受けられる制度です。
フレイル	加齢によって心身の活力が低下し、社会的なつながりが弱まり、健康と要介護の中間的な状態にあることを指します。

や

ユニバーサルデザイン	誰でも使いやすいデザインを目指す取組です。
------------	-----------------------

ら

ライフサイクルコスト	製品や建築物などが作られてその役割を終えるまでに発生する総費用です。
ライフライン	電気、ガス、水道などの生活に必要なインフラを指します。
リスキリング	時代の変化によって必要になる新たなスキルや知識を身に着ける教育を指し、「学び直し」とも呼ばれます。
レファレンスサービス	図書館利用者が調べたいことや探しているものに対して、必要な資料や情報を提供するサービスを指します。

わ

ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和を図る取組です。
--------------	------------------

袖ヶ浦市総合計画後期基本計画
第3期 まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和7年(2025年)12月 策定

令和8年(2026年)2月 発行

発行 袖ヶ浦市

編集 企画政策部 企画政策課

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

電話：0438-62-2111 (代表)

URL：https://www.city.sodegaura.lg.jp/



袖ヶ浦市